

りんごの収穫作業体系の省力化に向けた機械開発業務 企画提案競技実施要領

1 目的

この要領は、りんごの収穫作業体系の省力化に向けた機械開発業務委託に関する企画提案競技の実施について、必要な事項を定めるものである。

2 業務の内容

- (1) 業務名 りんごの収穫作業体系の省力化に向けた機械開発業務
- (2) 仕様書 別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和7年3月7日（金）まで
- (4) 委託料 9,650,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内
※委託料には、委託業務に係るすべての経費を含む。

3 参加資格及び方法

(1) 企画提案競技に参加できる者

次に掲げる条件を全て満たすこと。

- ア 国内に営業拠点を有する団体であること。
- イ 事業目的の達成及び事業の遂行に必要な経営基盤を有し、組織運営のための定款、規約等が定められており、事業の実施を見込める団体であること。
- ウ 特定の宗教活動や政治活動を実施していないこと。
- エ 暴力団若しくは暴力団の統制下にある団体でないこと。
- オ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿掲載業者に関する指名停止要領（令和3年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(2) 参加方法

様式1「りんごの収穫作業体系の省力化に向けた機械開発業務企画提案競技参加申込書」を令和6年8月16日（金）17時まで（必着）に提出すること。

なお、郵送、ファクシミリ、電子メール、いずれの場合も到着確認を行うこと。

4 企画提案書等の提出について

令和6年8月20日（火）17時まで（必着）に企画提案書を7部及び見積書を1部提出すること。

(1) 企画提案書

- ア 仕上りをA4サイズとする。縦使い・横使いは問わない。
- イ 記載が必要な事項は以下のとおりとする。
 - (ア) 本県では、マルバ台の普通栽培が主体であるが、樹が大きく、樹形が複雑で作業動線も園地ごとに異なることから機械作業に適していないという課題がある。
また、りんごの収穫は作業工程ごとに課題があり、特に高所での果実の収穫作業では、手かごを持ったまま脚立を上り下りするため、体勢が不安定になりやす

く、身体的負担が大きい。また、選果後の箱の移動や積載作業も身体的負荷がかかる。その他、手かごの運搬作業の省力化も求められている。

そのため、本業務では、収穫作業の省力化を進めるため、比較的作業動線が直線的で機械を導入しやすいわい化栽培又は高密植わい化栽培において、本県におけるりんごの収穫作業体系の省力化に向けた機械開発の委託を希望する。

- ・別紙「りんごの収穫作業の流れ」を参考に、課題に対する改善策を記載する。
- ・開発予定の機械のイメージ図及び関係する収穫作業工程を記載する。
- ・機械開発のスケジュールを記載し、機械開発後の活用なども併せて記載する。

(イ) 実施体制

- ・業務を実施するための体制（社内及び連携する全ての会社）
- ・機械開発担当者等のプロフィール

(ウ) 過去10年間に開発した機械又は機械の開発で連携したことがある類似の業務実績（官民間わない）

(エ) その他特記事項

(2) 経費見積額

消費税を含めた金額で見積もること。

5 審査について

(1) 審査方法

企画提案競技は書類審査とする。

(2) 審査項目

- ・業務内容（企画力、実現性、実証・調整）
- ・実施体制
- ・スケジュール
- ・機械開発後の活用及び波及効果
- ・過去の実績
- ・経費積算

(3) 選定方法

- ・上記5（2）の項目について採点し、各審査員の評価点の合算が最も高い提案者を選定する。また、最高点の者が複数いる場合は、審査委員の合議により決するものとする。
- ・提案者が1者のみの場合でも審査を行い、提案内容について契約の目的を達成できると判断できるときは、審査委員の合議の上、当該者を最優秀提案者として選定する。

(4) 審査結果の通知

- ・企画提案競技参加者に速やかに審査結果を通知する。
- ・審査結果についての異議申立は受け付けない。

6 質問事項について

(1) 質問方法及び提出期限

企画提案競技に関する質問がある場合は、質問書（様式2）に必要事項を記入し、令和6年8月7日（水）17時まで（必着）に郵送、ファクシミリ、電子メールで提出すること。なお、質問提出者は到着確認を行うこと。

(2) 質問に対する回答

寄せられた質問及び回答は、令和6年8月9日（金）までに質問者と企画提案競技参加申込者全員に回答する。

なお、本業務の公示資料上で確認可能な質問については、回答しない。また、質問への回答によって他の参加者の不利益が生じる可能性がある場合等、企画提案審査上、不適切な質問については回答しない。

7 スケジュール

8月 7日（水）	質問受付期限
8月 9日（金）	質問に対する回答
8月16日（金）	参加申込書提出期限
8月20日（火）	企画提案書提出期限
8月21日（水）	書面審査
8月23日（金）	審査結果通知
8月下旬以降	委託候補先との打合せ、契約締結

8 辞退

「3（2）参加方法」の規定により参加申込書（様式1）を提出した者において、事情により提案を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式3）を作成し、「10 問い合わせ先、参加申込書・質問・企画提案書の提出先」へ、郵送又は電子メールにより提出すること。なお、辞退届提出者は到着確認を行うこと。

9 その他

- (1) 企画提案競技に係る一切の費用は参加者が負担することとし、企画提案書などの提出資料は返却しない。
- (2) 提出期限までに企画提案書が届かなかつた場合は、いかなる理由をもつても企画提案競技に参加できない。
- (3) 企画提案書の差替え及び再提出、記載内容の変更は、原則として認めない。
- (4) 提案数は、1社1案とする。

10 問い合わせ先、参加申込書・質問・企画提案書の提出先

〒030-8570 青森市長島一丁目1-1

青森県農林水産部りんご果樹課 生産振興グループ

電話 017-734-9492（直通）、FAX 017-734-8143

メール ringo@pref.aomori.lg.jp